

イングランド自然公園における地域振興

岩手大学 広田純一

1. はじめに

1995 環境法では、国立公園の目的が修正されるとともに、その目的を達成するために、「国立公園に含まれる地域の経済的社会的福祉の促進を追求」することを義務として定めた（同法第 62 条）。また、各公園の独立した計画策定・管理組織として国立公園局の設置が定められた（第 65 条）。以後、国立公園局による地域振興が積極的に行われるようになってきている。本稿では、イングランドでも特に活発な地域振興策を推進しているピークディストリクト国立公園を事例に、公園管理局による地域振興の実態を紹介する。

2. 国立公園における地域振興の背景

イングランドの国立公園の大半は、農畜産業が営まれている農山村地域であり、ピークディストリクトなど一部の国立公園を除けば、大都市から比較的離れた遠隔地に位置する。農業の生産性は一般に低く、いわゆる条件不利地域に属する土地が多い。さらに近年は、口蹄疫や BSE 問題、そして EU からの農業補助金の削減などによって離農が増加し、農畜産業に代わる基幹産業が乏しいなかで、地域の人口減少にもつながっている。

他方、国立公園内では厳格な土地利用規制によって良好な自然景観が保持され、レクリエーション施設の充実もあって、最近では都市からの移住希望者（とくに定年者）が急増している。このことは、公園内の住宅開発の規制と相まって住宅価格の高騰を招き、地域住民（とくに若者）の住宅取得難を引き起こしている。

こうした事態は、国立公園の自然美（農山村の文化的景観）の衰退を招きかねず、公園管理局が農畜産業の活性化や地域の住宅問題等に取り組む背景となっている。

3. 農業・農村活性化

(1) 農産物等のブランド化（Environment Quality Mark：E Q M）：国立公園局による認証制度で、公園の美しい景観や豊かな自然環境の中で生産される農産物やサービスに付加価値をつけて販売することを目的としている。現在、食品・飲料、工芸品、民宿、その他の 4 部門で、認証を受けた農場や団体が営業を行っている。

(2) 財政支援：Environmental Stewardship Scheme (Natural England), The Rural Development Programme for England (DEFRA), English Woodland Grant Scheme (Forestry Commission), Environmental Enhancement Scheme (Peak District National Park Authority) など、国の機関や国立公園局のファンドによる農業者、企業、ボランティア団体等への支援を行っている。

(3) アドバイス (Peak District Land Management Advisory Service)：農業者や土地管理者を対象とした相談サービスで、小規模ファームビジネスの開業、環境保全型農業、各種助成金や規制制度の解説、経営の多角化へのアドバイス等、あらゆる相談を一つの窓口で受け付けようというものである。

4. 住宅供給 (Affordable housing)

国立公園内の低所得者（とくに若年者）向けに安価な住宅を供給する政策であり、実勢価格の 1/3 程度の賃貸料で入居できる。

5. おわりに

報告では、国立公園との比較で、特別自然景観地域 (AONB:Area of Outstanding Natural Beauty) での地域振興策についても触れる予定である。

(連絡先：hirotaj@iwate-u.ac.jp)